

# 今月の税務トピックス

## (法人事業税の見直し)



税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)

### はじめに

法人事業税は、法人がその事業活動を行うに当たって地方公共団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという、いわゆる応益負担の原則に基づき事務所等を有する法人に課される道府県民税とされています。

令和4年度税制改正では、大法人（資本金1億円超の法人）に対する法人事業税の所得割及び付加価値割が見直されました。

本稿では、改正の内容と実務上の留意点について解説します。

### I 令和4年度税制改正

#### 1 所得割の軽減税率の廃止

法人事業税所得割は、年800万円以下の所得に対して軽減税率が設けられています。なお、3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人のうち資本金又は出資金（以下単に「資本金」といいます。）1,000万円以上であるものの所得割に係る税率については、軽減税率が適用対象外とされています。

令和4年度税制改正では、大法人の軽減税率による負担軽減額は、最大でも1社当たり年約13万円（中小法人は年約28万円）と極めて少ないことから、事務所等を2以下の都道府県しか設けていない大法人（資本金1億円超の法人）に対する法人事業税の所得割の軽減税率（改正前：年400万円以下の所得の部分0.4%、年400万円を超え年800万円以下の所得の部分0.7%）の適用が廃止され、標準税率1%とされます（地方法72の24の7①ハ、③）。

#### 2 付加価値割における人材確保等促進税制の対応

大法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が3%以上（改正前：新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額の新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が2%以上）である等の要件を満たすときは、控除対象雇用者給与等支給額（改正

前：控除対象新規雇用者給与等支給額）を付加価値割の課税標準から控除できるとされます（令和4年度改正地方法附則9⑬⑰）。

〔算式〕

$$\begin{aligned} & \text{外形標準課税の付加価値額} \\ & (\text{単年度損益} + \text{純支払賃借料} + \text{純支払利子} \\ & \quad \text{人材確保等促進税制} \\ & \quad + \text{報酬給与等} - \text{控除対象雇用者給与等支給額(注)}) \\ & \quad \times \text{税率} \\ & \quad \times 1.2\% = \text{付加価値割} \end{aligned}$$

(注) 雇用安定控除との重複の調整控除措置あり。

### II 適用関係

上記Iの改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税の所得割及び付加価値割について適用され、同日前に開始した事業年度の法人事業税の所得割及び付加価値割については、なお従前の例によります。

### おわりに

令和4年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見（令和3年11月18日）では、外形標準課税のあり方（抜粋）について、「大企業の組織再編の結果、グループ内に資本金1億円以下の法人が複数存在するようになった例や業績悪化等を理由に企業が減資を行ったことにより資本金が1億円以下となった例もあり、外形標準課税の対象法人数は減少し、制度設立当初の7割となっている。対象法人数の減少の理由は様々考えられるが、今後、原因・課題の分析を進めていくべきである。」と述べられており、外形標準課税の適用対象法人のあり方について、地域経済・企業経営への影響を踏まえながら検討が行われることとなるでしょう。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。

### 2022年6月号の訂正（アンダーライン）

#### III 適用関係

前述したIIの改正は、法人の令和4年4月1日以後に取得等する適用対象資産について適用され、同日前に取得等した適用対象資産については、なお従前の例によります（令和4年改正法附則48、令和4年改正法令附則9、14）。